

国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業実施要領

制定 令和3年1月28日付け2政第425号
農林水産省官房長通知

改正 令和3年3月17日2政第521号

第1 趣旨

国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業実施要綱（令和3年1月28日付け2政第424号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表1の国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業（以下「本事業」という。）の実施については、実施要綱及び国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業費補助金交付要綱（令和3年1月28日付け2政第423号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

第2 事業実施主体等

1 実施要綱別表の事業実施主体の農林水産省大臣官房長（以下「官房長」という。）が別に定める者は、次に掲げるとおりとする。

農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、地方公共団体、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、事業協同組合連合会、独立行政法人、その他法人格を有しない団体で官房長が特に必要と認める団体（以下「特認団体」という。）

2 特認団体は、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。

- (1) 主たる事務所の定めがあること。
- (2) 代表者の定めがあること。
- (3) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。
- (4) 各年度ごとに事業計画、収支予算等が総会において承認されていること。

3 特認団体の申請をする団体は、事業実施計画（実施要綱第5の1の事業実施計画をいう。以下同じ。）を提出する際、別記様式1を併せて官房長に提出して、その承認を受けるものとする。

4 官房長が公募により選定した事業実施主体は、別表1の2の事業を行う。

5 事業実施主体は、別表1の1（1）から（4）までの事業を行う事業者（以下「事業実施者」という。）の募集に当たっては、1から3までの者から選定するものとする。

第3 事業の内容等

1 事業の実施方針

(1) 事業実施者は、生産者等（生産者、加工業者、卸売業者又はこれらを構成員とする団体をいう。以下同じ。）が生産又は販売する国産農林水産物等で

あって、新型コロナウイルスの感染拡大に伴うインバウンド需要、外食需要の減少等により過去5年のうち最高と最低を除いた3年の平均値に比べ、在庫量が2割以上増加している又は価格、販売額若しくは販売量が2割以上低下していることを客観的に証明できるもの（その主たる原料が国内で生産された加工品を含む。以下「対象農林水産物等」という。）を活用し、販路の多様化等に資する別表1の1（1）から（4）までに掲げる事業を実施する。

なお、各局庁の長は、将来のインバウンド需要、外食需要等に対応するための持続的な生産及び供給体制の維持のために特に必要と認める場合は、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、需給動向等を総合的に勘案して対象農林水産物等と同等の影響があると認める国産農林水産物等を対象農林水産物等とすることができるものとする。

- （2）各局庁の長が（1）のなお書きに基づいて対象農林水産物等とした場合は、事業実施主体及び農林水産省大臣官房政策課長に対してその旨を通知するものとする。
- （3）事業実施主体は、別表1の1（1）から（4）までに掲げる事業を円滑かつ効率的に実施するため、別表1の2に掲げる事務を行うものとする。

2 事業の内容等

- （1）本事業の内容、補助対象経費の範囲及び補助率については、別表1のとおりとする。
- （2）別表1の1（1）の事業で支援する補助金の上限は5千万円、下限は100万円とする。
- （3）別表1の1（2）から（4）までの事業で活用できる対象農林水産物等の補助対象単価の上限は、過去5年のうち最高と最低を除いた3年を平均した額とする。
- （4）別表1の1（2）の事業で支援する補助金の上限は5千万円、下限は100万円とする。
- （5）別表1の1（2）イの事業によるウェブサイト等を活用する飲食店等が同一の対象農林水産物等を利用できる期間は、連続する1月の期間内（定休日等を含む。）とする。
- （6）別表1の1（3）の事業で行う販売促進キャンペーン等の実施期間は、連続、非連続を問わず14日以内とする。

ただし、地方公共団体が販売数量、販売価格及び販売方法の決定に関与する場合の実施期間は、連続する1月の期間内（定休日等を含む。）も認めるものとする。
- （7）別表1の1（3）の事業で支援する補助金の上限は5千万円、下限は100万円とする。
- （8）別表1の1（4）の事業の実施に当たっては、併せて、対象農林水産物等やその生産活動についての消費者の理解増進に資する取組を行うものとする。なお、別表1の1（4）アの取組は、地方公共団体の教育関係機関と協

議・調整の上、連携した実施に努め、同表1の1(4)イの取組は、子ども食堂等を10施設以上取りまとめて行うものとする。

(9) 別表1の1(4)アの事業で支援する補助金の上限は1億円、下限は100万円とし、各学校年2回、各回1人あたりの対象農林水産物等の調達費に係る補助金1,000円を上限とする。

(10) 別表1の1(4)イの事業で支援する補助金の上限は3千万円、下限は50万円とし、各施設年2回、各回1人あたりの対象農林水産物等の調達費に係る補助金1,000円を上限とする。

(11) 事業実施者は、別表1の1(2)及び(3)の事業の実施に当たっては、新型コロナウイルスによる影響を受けた生産者等を支援するという本事業の主旨に鑑み、対象農林水産物等の調達単価を適正に設定するとともに、その主旨に反する広告や過度な安売り競争に繋がる取引は行わないようにする。

第4 補助対象経費

1 補助対象経費

補助対象経費は、本事業を実施するために直接必要な別表1に定める経費であって、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類等によって金額が確認できるものとし、その経理に当たっては、別表2に定める費目ごとに整理するとともに、他の事業費と区別して経理を行うこととする。

なお、次の経費は対象としない。

(1) 国等の他の補助事業による支援を現に受け、又は受ける予定となっている取組にかかる経費

(2) 事業実施主体又はその構成員が自力により現に実施し、又は既に完了している取組に係る経費(実施要綱第5の3ただし書により交付決定前に着手した場合の経費を除く。)

(3) 事業の期間中に発生した事故又は災害のための経費

2 補助金の減額

生産者等が、持続化給付金その他の収入を増加させる補助金等の支援を受けることにより昨年度の売上額を上回る場合は、上回った売上額相当額を、本事業の実施により生産者等に収益が発生した場合は発生した収益額相当額を、それぞれ補助金額から減額することとする。

第5 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和3年3月31日までとする。

第6 採択基準等

実施要綱第4の採択基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業の確実な遂行が見込まれるものであること。

(2) 事業実施計画において、事業の成果目標が明記されており、かつ、適切な効果検証が行われることが見込まれるものであること。

- (3) 事業実施主体が、事業の実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- (4) 事業費について、適正な資金調達が可能であること。
- (5) 同一の提案内容で本事業以外の農林水産省又は他の省庁の補助金の交付を受けていない又は受ける予定がないこと。

第7 事業の成果目標

事業実施主体は、別表1の1(1)から(4)までの事業について、インターネット販売等を活用した販売促進の取組、テイクアウト・デリバリー等による販路の多様化の取組、創意工夫による販売促進イベント等の取組及び学校給食や子ども食堂等への対象農林水産物等を提供する取組により、将来のインバウンド需要等に対応できる生産・供給体制の維持につながるよう、直接的又は間接的に生産者等の支援に貢献していることを検証できる成果目標を設定する。

第8 事業実施手続

1 事業実施計画の作成等

事業実施主体は、別表1の2の事業実施に当たり、実施要綱第5の1に基づき、別記様式2により事業実施計画を作成し、官房長に提出するものとする。

ただし、事業実施計画の変更(2の重要な変更に限る。)又は中止若しくは廃止の承認申請については、交付要綱第8の「変更等承認申請書」の提出をもって、これに代えることができる。

なお、別記様式2に添付すべき資料であって、既に本事業の公募要領に基づき提出のあった資料と重複するものは、その添付を省略できるものとする。

2 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第5の2の官房長が別に定める重要な変更は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の内容の追加又は削除
- (2) 事業目的の変更
- (3) 交付要綱別表1の重要な変更の欄に掲げる変更
- (4) 4により委託する事業の新設又は内容の変更

3 事業実施計画の承認

官房長は、本要領に掲げる事項等を満たす場合、事業実施主体から提出された事業実施計画について、実施要綱第5の1に基づき、予算の範囲内で承認を行うものとする。

なお、事業実施計画の変更(2の重要な変更に限る。)又は中止若しくは廃止の承認申請については、交付要綱第8の「変更等承認申請書」が承認されたことをもって、承認されたものとする。

4 事業の委託

事業実施主体は、他の者に本事業の一部を委託して行わせる場合、次に掲げる事項を事業実施計画の別記様式第2号の別添1「第1 総括表」の「事業の委託」の欄に記載することにより官房長の承認を得るものとする。

- (1) 委託先
- (2) 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費

第9 事業の実施

1 実施規程の作成

事業実施主体は、別表1の2の事業実施に当たり、補助金の交付手続等について次に掲げる事項を記載した実施規程を作成し、別記様式3により官房長に提出し、その承認を受けるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。

- (1) 交付対象要件の定義並びに補助対象経費及び補助金の額
- (2) 交付申請及び実績報告
- (3) 交付決定及び補助金の額の確定
- (4) 申請の取下げ
- (5) 事業実施計画の（変更）承認等
- (6) 補助金の支払
- (7) 交付決定の取消し
- (8) 補助金の経理
- (9) 個人情報保護等に係る対応
- (10) その他必要な事項

2 事業の実施に関する事項

(1) 公募、審査及び採択

事業実施主体は、別表1の2の事業実施に当たり外部有識者等で構成する公募選考委員会を設置し、事業実施者を公募により採択するものとする。公募選考委員会は、事業の実施を希望する者から提出された課題提案書の内容が適切であるか等について審査を行うものとする。

なお、事業実施主体は、事業実施者を公募するごとに、公募選考委員会の審査を受けるものとし、審査結果（案）について、別紙様式4により官房長に提出し承認を得るものとする。

(2) 事業実施計画の作成

事業実施主体は、官房長による承認のあった課題提案書の作成者に対して実施規程に定める事業実施計画を作成させ、事業実施主体に提出させるものとする。事業実施主体は、提出された事業実施計画の内容が承認を得た課題提案書の内容と整合がとられていることを確認するものとする。

(3) 交付決定

ア 事業実施主体は、事業実施計画の確認後、事業実施者に交付申請書を提出させ、交付決定を行うものとする。事業実施主体は交付決定後、補助金の交付状況を取りまとめ、事業実施計画書及び交付決定通知書の写しを添えて別紙様式5により官房長に報告するものとする。

イ 事業実施主体は、事業実施者への補助金の交付に際し、交付要綱第6から第19までの規定に準ずる条件を付すものとする。

(4) 事業の進捗管理、助言等

事業実施主体は、実施規程に基づき、事業実施者から必要な報告をさせるとともに、事業実施者における事業の進捗状況を管理し、事業実施者に対し、必要に応じて助言や指導を行うこととする。

(5) 事業広報

事業実施主体は、事業実施者の公募の効率や事業実施者による事業の効果を高めるため、必要に応じて情報発信を行うこととする。

(6) 事業の実施結果報告及び額の確定

事業実施主体は、事業完了後、事業実施者に実施結果報告書を作成させ、事業実施主体に提出させるとともに、完了検査を行い、額を確定させ、確定額に基づき補助金の支払いを行うものとする。

第10 事業実施状況の報告

1 事業実施主体は、別表1の2の事業実施に当たり、実施要綱第7の規定に基づき、事業終了後速やかに別記様式2により事業実施結果に係る報告書を作成し、官房長に提出するものとする。ただし、交付要綱第13の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

なお、官房長は、必要に応じ、事業実施年度の途中、事業実施主体に事業実施状況の報告を求めることができる。

2 事業成果の報告

事業実施主体は、事業終了年度の翌年度の6月末日までに別記様式6により事業成果状況に係る報告書を作成し、官房長に報告するものとする。

3 指導

(1) 官房長は、1の事業実施状況報告書の内容を確認し、事業の成果目標の達成が困難と認める場合には、事業実施主体に対し必要な指導を行うものとする。

(2) 官房長は、2の事業成果状況報告書により事業成果を確認し、事業実施計画に掲げた事業目標が達成されていないと認める場合には、事業実施主体に対し必要な指導を行うものとする。

(3) 官房長は、1、2、3の(1)及び(2)のほか、事業実施主体に対し、この事業に関し必要な報告を求め、又は指導を行うことができる。

第11 補助金遂行状況の報告

交付要綱第12に定める補助金遂行状況の報告については、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において補助金遂行状況報告書を作成し、翌月末までに官房長に提出するものとする。ただし、交付要綱第11の規定に基づき概算払を受けようとする場合には、交付要綱別記様式第6号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

第12 特許権等の帰属

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配

置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権（以下「特許権等」という。）が発生した場合には、その特許権等は事業実施主体に帰属するが、特許権等の帰属に関し、次の条件を遵守するものとする。

また、事業の一部を事業実施主体から受託する団体にあっても同様に、次の条件を遵守するものとする。

- (1) 本事業において得た成果物に関して特許権等の出願又は取得を行った場合には、その都度遅滞なく官房長に報告すること。
- (2) 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国に許諾すること。
- (3) 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。
- (4) 本事業期間中及び本事業終了後5年間において、事業実施主体及び本事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である特許権等について、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に官房長と協議して承諾を得ること。

なお、事業実施主体と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、事業開始前に、両方で協議・調整を行うこと。

第13 収益納付

- 1 事業実施主体は、本事業に係る事業成果の実用化等により相当の利益を得たと認められる場合には、実施要綱第8の規定に基づき、別記様式7により、年間の収益の状況を記載した収益状況報告書を、報告に係る年度の翌年度の6月末日までに官房長に報告するものとする。

なお、官房長は、特に必要と認める場合にあっては、報告を求める期間を延長することができることとする。

- 2 官房長は、1の報告書に基づき、事業実施主体が相当の収益を得たと認められる場合には、会計年度の収益額に、事業の実施に要する経費として交付された補助金額の総額を当該事業に関連して支出された費用総額で除して得た率を乗じた金額について、事業実施主体に納付を命じることとする。

- 3 納付を命じることができる額の合計額は、事業の実施に要した経費として確定した補助金の額を限度とする。

なお、官房長は、特に必要と認められる場合にあっては、納付を求める期間を延長することができることとする。

第14 留意事項

事業実施主体は、本事業の実施により知り得た情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。

第 15 報告又は指導

官房長は、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

附 則

この要領は、令和 3 年 1 月 28 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 3 月 17 日から施行し、施行日以後に事業実施主体が公募する取組について適用する。

別添

補助事業における利益等排除の考え方

補助事業において、補助対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、補助対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何にかかわらず、補助事業の目的上ふさわしくないため、以下のとおり利益等相当分の排除を行うものとする。

1 利益等排除の対象となる調達先

事業実施主体が以下の（１）～（３）の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とする。

- （１）事業実施主体自身
- （２）100%同一の資本に属するグループ企業
- （３）事業実施主体の関係会社（事業実施主体との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条の親会社、子会社及び関連会社並びに事業実施主体が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、上記（２）を除く。以下同じ。）

2 利益等排除の方法

（１）事業実施主体の自社調達の場合

当該調達品の製造原価をもって補助対象額とする。

（２）100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって交付金対象額とする。これにより難しい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

（３）事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付金対象額とする。これにより難しい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するものとする。また、その根拠となる資料を提出するものとする。

別表 1

第1 事業内容	第2 補助対象経費の範囲	第3 補助率等
<p>1 多様な販路の確立事業</p> <p>事業実施者は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた対象農林水産物等について、多様な販路の確立等による販売促進のための以下の取組を実施する。</p> <p>(1) インターネット販売</p> <p>事業実施者は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により家庭消費の食材需要が伸びていることを踏まえ、以下の取組を実施する。</p> <p>ア 新規サイト構築等の取組</p> <p>生産者等が新たにインターネット販売等を活用した取組を始めるに当たり、サイトの構築等生産者等と連携して新たな販路の確立に向けた取組を実施する。</p> <p>イ インターネット販売事業者と連携した取組</p> <p>インターネット事業者が特設サイトを設置して対象農林水産物等を販売し、生産者等が新たな販路を確立する取組を実施する。</p> <p>(2) テイクアウト・デリバリー等の活用</p> <p>事業実施者は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により飲食店等への来客が減少していることから、以下の取組を実施する。</p> <p>ア 交通機関等との連携による販路の確立</p> <p>個々の飲食店、生産者、旅館、ホテル等と交通機関等が連携し、テイクアウト・デリバリー等対象農林水産物等の多様な販路を確立する新たな取組を実施する。</p>	<p>(1) 事業に係る対象農林水産物等の送料（梱包材・冷媒費を含む。）</p> <p>(2) ネット通信販売を始める際に必要な賃金、需用費、役務費、委託費 等</p> <p>(3) 事業に係る対象農林水産物等の送料（梱包材・冷媒費を含む。）</p> <p>(1) 個々の飲食店が生産者や交通機関等と連携し、デリバリーやテイクアウト等多様な販路を確立する取組に必要な賃金、需用費、役務費、賃借料及び使用料、</p>	<p>定額（実費相当額）</p> <p>1/2 以内</p> <p>定額（実費相当額）</p> <p>1/2 以内</p>

<p>イ ウェブサイト等の活用による販路の確立</p> <p>対象農林水産物等の生産者等と飲食店等を連携させウェブサイト等を活用してテイクアウト・デリバリー等で使用する対象農林水産物等の調達を支援する。</p>	<p>委託費、通信運搬費、対象農林水産物等の調達費 等</p> <p>(2) テイクアウト・デリバリー等で使用する対象農林水産物等の調達支援に係る賃金、需用費、役務費、賃借料及び使用料、委託費、通信運搬費、対象農林水産物等の調達費 等</p>	<p>1/2 以内</p>
<p>(3) 創意工夫による多様な販路の確立</p> <p>事業実施者は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた対象農林水産物等について、創意工夫による多様な販路の確立に向けた新たな取組を実施する。</p>	<p>(1) 販促キャンペーン等</p> <p>創意工夫による販路の多様化する取組に必要な材料費、賃金、需用費、役務費、賃借料及び使用料、委託費、通信運搬費、対象農林水産物等の調達費 等</p>	<p>1/2 以内</p>
<p>(4) 学校給食、子ども食堂等への食材提供</p> <p>ア 学校給食への食材提供</p> <p>事業実施者は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた対象農林水産物等を学校給食に提供する取組を実施する。</p>	<p>(1) 学校給食への対象農林水産物等の提供に必要な賃金、需用費、役務費、加工費、賃借料及び使用料、通信運搬費、対象農林水産物等の調達費 等</p>	<p>定額（実費相当額）</p>
<p>イ 子ども食堂等への食材提供</p> <p>事業実施者は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた対象農林水産物等を子ども食堂、学童保育、保育園等に提供する取組を実施する。</p>	<p>(2) 子ども食堂等への対象農林水産物等の提供に必要な賃金、需用費、役務費、加工費、賃借料及び使用料、通信運搬費、対象農林水産物等の調達費 等</p>	<p>定額（実費相当額）</p>
<p>2 多様な販路の確立に向けた取組支援</p> <p>事業実施主体は、1の事業について、支援スキームの周知、事業実施者の募集、補助対象者及び対象農林</p>	<p>(1) 支援スキームの周知、事業実施者の募集、対象農林水産物等の審査、補助金の交付、事業の進捗管理等に係る</p>	<p>定額（実費相当額）</p>

<p>水産物等の審査、補助金の交付、事業の調整、進行管理、広報等の必要な事務を行う。</p>	<p>経費</p>	
--	-----------	--

別表 2

費 目	経 費 の 内 容 等
人件費	<p>この事業に直接従事する正職員、出向者、嘱託職員、管理者等の直接作業時間に対する給料その他手当とする。</p> <p>人件費の算定に当たっては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について(平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知)」に定めるところにより取り扱うものとする。また、申請時に積算根拠となる資料を添付すること。</p> <p>なお、人件費は、謝金の支払対象者に対して支払うことは認めない。</p>
謝金	<p>事業を実施するために必要な専門的知識・知見の提供、資料・情報の収集や提供を行った者又は組織に対する謝礼に必要な経費とする。</p> <p>単価については、事業実施主体の規程によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定するものとする。</p> <p>申請時に設定された単価が妥当であるか否かを審査するため、謝金単価の設定根拠となる資料を添付すること。</p> <p>なお、事業実施主体に対しては謝金を支払うことは認めない。</p>
賃金	<p>事業を実施するため新たに発生する業務(資料整理・収集、調査の補助等)を目的として、事業実施主体が雇用した者等に対して支払う実働に応じた対価(日給又は時間給)及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費。</p> <p>単価については、事業実施主体の賃金支給規則や国・県・市町村の規程による等、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づくものとする。</p> <p>申請時に設定された単価が妥当であるか否かを審査するため、賃金単価の設定根拠となる資料を添付すること。</p> <p>雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。</p> <p>実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当では認めない。</p>
旅費	<p>交通費、日当、宿泊費及び諸雑費とし、事業実施に必要な旅費とする。</p> <p>単価については、事業実施主体の旅費支払規則や国・都道府県・市町村の規程によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定するものとする。交通費及び宿泊費は格安航空券や新幹線と宿泊のバックを活用する等最も安価なチケット等を利用するよう努める。</p> <p>申請時に設定された単価が妥当であるか否かを審査するため、旅費単価等の設定根拠となる資料を提出するものとする。</p> <p>なお、飛行機の利用については、精算時に各人の旅程表、請求書(出張費一括の金額ではなく、経費の内訳の分かるもの)、領収書、搭乗証明書又は搭乗券を提出すること。</p>

<p>需用費</p>	<p>事業を実施するために必要な消耗品、用具等の購入経費、翻訳費、通訳費、広告宣伝費、印刷費、資料作成費、実証等で使用する原材料費（包装資材、食料費含む）、輸送費・通関費、文献・資料等購入費等の雑費とする。インターネット使用経費、相手が不明な通話経費は認めない。</p> <p>なお、購入した文献・資料等については、購入した文献名等の一覧表を作成し、農林水産省に提出すること。</p>
<p>役員費</p>	<p>事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本業の成果と成り立たない分析、試験、加工等を専らおこなう経費とする。</p>
<p>賃借料及び使用料</p>	<p>事業を実施するために必要な場所及び会場、設備の賃借料や物品・備品等の使用料とする。（事業実施主体が所有するものを使用する場合を除く。）</p>
<p>委託費</p>	<p>事業の実施に当たり特殊な知識等を必要とする場合、やむを得ずその事業を遂行する能力を有する第三者に事業の一部を委託するための経費とする。委託をする場合には実施要領第8の3の規定に基づき、事業承認者の承認を得るものとする。</p>
<p>通信運搬費</p>	<p>事業を実施するために直接必要な郵便代、運送、電話等の通信に係る経費とする。</p>
<p>対象農林水産物等の調達費</p>	<p>事業の実施に当たり使用する対象農林水産物等を調達するのに必要な経費とする。</p>
<p>対象農林水産物等の送料</p>	<p>当該事業の対象農林水産物等の運送に係る経費とする。</p> <p>なお、本事業の趣旨に反し、販売価格を算定の根拠なく高額に設定している対象農林水産物等に対して送料を支払うことは認めない。</p>

農林水産省大臣官房長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名

特 認 団 体 承 認 申 請 書

- 1 事業名
- 2 団体の名称
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 代表者の役職名及び氏名
- 5 設立年月日
- 6 事業年度（ 月～ 月）

7 構成員

名称	所在地	代表者 氏名	大企業・中 小企業の別	従業 員数	資本 金	年間販 売額	主要事 業	備考

（注）生産者団体等については、これに準じた様式とすること。

- 8 設立目的
- 9 事業実施計画の内容
- 10 特記すべき事項
- 11 添付書類
 - （1）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程（又はこれに準ずるもの）及び総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
 - （2）新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会資料、設立総会議事録等）
 - （3）その他参考資料

番 号
年 月 日

農林水産省大臣官房長 殿

所在地
事業実施主体名
代表者の役職及び氏名

令和2年度国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業実施計画の承認（変更、中止又は廃止の承認）申請について

国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業実施要綱（令和3年〇月〇日付け2政第〇〇号農林水産事務次官依命通知）第5の1（注1）の規定に基づき、関係書類（注2）を添えて、承認（変更、中止又は廃止の承認）を申請する。

（変更の理由）

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（注3）

（中止、廃止の理由）

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（注4）

（注1） 変更、中止又は廃止の承認申請の場合には「第5の2」とすること。

（注2） 関係書類として、別紙並びに別添1及び2を添付してください。

（注3） 変更承認申請の場合には、事業の変更の理由を記載し、承認通知があった事業実施計画の事業の内容等と容易に比較対照できるよう、事業実施計画の変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記入すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては、省略すること。

（注4） 中止又は廃止の場合には、事業の中止又は廃止の理由を記載すること。

（注5） 事業実施結果報告書として本様式を用いる場合には、件名を「実施計画の承認（変更、中止、廃止の承認）申請について」とあるのを「事業実施計画に係る報告 について」とし、別紙並びに別添1及び2に実績を記載してください。

国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業

事業担当者名及び連絡先	団体名			
	氏名（ふりがな）			
	所属（部署名等）			
	役職			
	〒 所在地			
	電話番号		F A X	
	E-mail			
経理担当者名及び連絡先	氏名（ふりがな）			
	所属（部署名等）			
	役職			
	電話番号		F A X	
	E-mail			

1 事業の目的

(事業の背景となる市場ニーズ、環境分析等を踏まえ、事業の目的を記載してください。)

2 事業内容・実施方法

(対象品目の販売促進に向けた取組内容や、事業の実施方法を具体的に記載してください。)

3 事業の実施体制

(事業実施体制を図示してください。また、連携又は委託を行う団体がある場合には、その名称、概要及び事務処理体系についても記載してください。)

4 事業実施スケジュール

(事業のスケジュールについて、具体的な内容が分かるように記載してください。)

5 得られる成果

(事業の取組により得られる販売促進への成果(直接的な成果)と将来のインバウンド需要等に対応できる生産・供給体制への貢献(間接的な効果)について記載してください。)

6 事業成果・効果の検証方法

別添 1

第 1 総括表

事業種類	事業細目	事業費	負担区分		事業の委託	備考
			国庫補助金	事業実施主体		
		円	円	円	(1) 委託先 (2) 委託する 事業の内容 及び当該事 業に要する 経費	
合 計						

(注) 1 事業種類、事業細目及び備考の欄は、事業ごとに該当のある経費のみ記載してください。

2 経費内訳書（別添 2）を添付してください。

別添 2

経 費 内 訳 書

区分	事業費	負 担 区 分			事業の委託	備 考
		国庫補助金	事業実施主体	その他		
	円	円	円		(1) 委託先 (2) 委託する 事業の内容 及び当該事 業に要する 経費	
計						

(注)

- 1 備考欄には、区分欄に掲げる経費の根拠（経費内容、単価、数量、人数等）を詳細に記載すること。
- 2 仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には、「減額した金額」と、当該税額がない場合には「該当なし」と、当該税額が明らかでない場合には、「含税額」とそれぞれ計の備考欄に記入すること。

別記様式第3号（第9の1関係）

番 号
年 月 日

農林水産省大臣官房長 殿

所 在 地
事業実施主体名
代表者の役職及び氏名

令和2年度国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業実施規程の承認（変更の承認）申請について

国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業実施要領（令和3年〇月〇日付け2政第〇〇号農林水産省大臣官房長通知）第9の1の規定に基づき、国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業実施規程の承認（変更の承認）を申請する。

別記様式第4号（第9の2関係）

番 号
年 月 日

農林水産省大臣官房長 殿

所 在 地
事業実施主体名
代表者の役職及び氏名

令和2年度国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業（うち〇〇〇〇〇事業）
に係る公募選考委員会による審査結果報告について

国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業実施要領（令和3年〇月〇日付け2政第〇〇
号農林水産省大臣官房長通知）第9の2の規定に基づき、別添のとおり報告する。

（注）関係書類として、国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業（うち〇〇〇〇〇事業）
実施規程を添付すること。

別記様式第5号（第9の2関係）

番 号
年 月 日

農林水産省大臣官房長 殿

所 在 地
事業実施主体名
代表者の役職及び氏名

令和2年度〇〇〇〇〇事業補助金の交付状況の報告について

国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業実施要領（令和3年〇月〇日付け2政第〇〇号農林水産省大臣官房長通知）第9の2の規定に基づき、別添のとおり報告する。

（注）関係書類として、国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業（うち〇〇〇〇〇事業）実施規程を添付すること。

別記様式6（第10の2関係）

番 号
年 月 日

農林水産省大臣官房長 殿

所 在 地
事業実施主体名
代表者の役職及び氏名

令和2年度国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業に係る事業成果状況報告書

令和2年度に実施した事業に係る事業成果状況について、国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業実施要領（令和3年〇月〇日付け2政第〇〇号農林水産省大臣官房長通知）第10の2に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 事業実施主体名：
所在地：
担当者名及び役職：
電話番号：
メールアドレス：
- 2 事業計画に定めた成果目標及びその達成状況
- 3 評価 A（目標を上回る進捗）、B（目標値どおりの進捗）、C（目標値を下回る進捗）
- 4 所見（より効果を高めるための改善点等）

（注）関係書類として、事業実施概要の分かる資料、アンケート調査結果等を添付すること。

番 号
年 月 日

農林水産省大臣官房長 殿

所在地
事業実施主体名
代表者の役職及び氏名

令和2年度国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業に係る収益状況報告書

令和〇年〇月〇日付け〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知があった国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業に関する令和〇年度の収益の状況について、国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業実施要領（令和3年〇月〇日付け2政第〇〇号農林水産省大臣官房長通知）第13の1の規定に基づき、以下のとおり報告する。

- | | |
|-----------------------------|---|
| 1 事業の内容 | |
| 2 補助事業の実施により得られた収益の累計額 | 円 |
| 3 上に要する費用の総額 | 円 |
| 4 補助金の確定額 〇年〇月〇日付け〇第〇号により確定 | 円 |
| 5 前年度までの収益納付額 | 円 |
| 6 本年度収益納付額 | 円 |

(積算根拠)

(注) 収益計算書等を添付すること。